

(1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供

地震や災害などの緊急情報について迅速に市町村、県民へ届くシステムを構築し、県のホームページや携帯電話サイトを活用して広く県民に提供する仕組みをつくります。

現状・課題（平成22年度末現在）

防災行政無線の再整備に併せて構築した防災情報システムにより、県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関内で災害関連情報などの収集伝達を行っています。

現在、気象庁から送信される情報は、平成25年度に「カナ電文形式」が廃止となるため、平成25年度までに本県の受信システムを「XML電文形式」に変更する必要があります。

達成すべき成果 1

① 防災情報システムの構築

平成25年度までに、受信システムを「XML電文形式」に変更し、汎用的な技術で容易に情報を処理し、加工できるようになることや情報の高度化に対し柔軟に対応可能となることなど有効に処理・活用することにより、地震や災害などの緊急情報が迅速に市町村、防災関係機関、県民に届くシステムを構築します。

② 県民向けの情報提供

県民が必要とする生活の安全情報について、公開指針を策定し、県のホームページや携帯電話サイトなどを活用して広く県民向けの情報提供ができるようなシステムを構築します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
「カナ電文形式」 の防災情報システム による県機関、市町村 (消防含む)、防災 関係機関への災害 関連情報などの収集 伝達	目標値	—	—	—
	工程	① 防災情報システム構想の検討 ② 公開指針の検討 (公開内容、手法の検証)	① 防災情報システム開発 ② 公開指針の策定 (公開内容、手法の検証)	① 防災情報システムの運用開始 ② 県民向けの防災情報提供、 <b>公開指針の策定</b>
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>			
	達成度	<b>C</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
	実績値	—	—	—
実工程	① 防災情報システム改修仕様決定、改修委託契約（H24年度末履行期限） ② 情報伝達手段の多様化に対する活用方法の検討	① 防災情報システム改修完了  ② ・ 公共情報コモンズ導入によりマスメディア等を経由した情報提供準備 ・ 公開指針の策定について公共情報コモンズの実際の運用状況を参考に進めることを決定	① 「XML電文形式」の防災情報システム運用  ② 公共情報コモンズに加入し情報発信環境を整備 市町村と発表項目について調整	
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)																												
平成23年度	評価   D																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報システム構想を検討しました。</li> <li>生活安全情報の公開指針を検討しました。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <th>課題</th> <th>要因分析</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の防災情報システムを気象庁「XML電文形式」が受信できるよう改修を行う必要があります。</li> <li>改修にあたっては、併せて情報配信をよりきめ細かなものとして、利便性の向上を図るとともに配信登録設定、変更等を容易かつ柔軟なものとする必要があります。</li> <li>県民への情報伝達手段の多様化への対応及び市町村が発表する情報と重複し情報の氾濫とならないような調整が必要となります。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度において防災情報システム改修仕様を決定、委託契約を行い平成24年度末までに運用ができるよう改修を進めています。</li> <li>県民への情報伝達については、新たにマスメディアへの情報発信の統合を図る「公共情報コモンズ」が発表され、今後、携帯電話会社との連携計画も含まれていることから、動向を注視すると共に活用について検討が必要となりました。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成24年度</td> <td>評価   B</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p> </td> <td> <p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p> </td> </tr> <tr> <th>課題</th> <th>要因分析</th> </tr> <tr> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul> </td> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	成果	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報システム構想を検討しました。</li> <li>生活安全情報の公開指針を検討しました。</li> </ul>		課題	要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の防災情報システムを気象庁「XML電文形式」が受信できるよう改修を行う必要があります。</li> <li>改修にあたっては、併せて情報配信をよりきめ細かなものとして、利便性の向上を図るとともに配信登録設定、変更等を容易かつ柔軟なものとする必要があります。</li> <li>県民への情報伝達手段の多様化への対応及び市町村が発表する情報と重複し情報の氾濫とならないような調整が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度において防災情報システム改修仕様を決定、委託契約を行い平成24年度末までに運用ができるよう改修を進めています。</li> <li>県民への情報伝達については、新たにマスメディアへの情報発信の統合を図る「公共情報コモンズ」が発表され、今後、携帯電話会社との連携計画も含まれていることから、動向を注視すると共に活用について検討が必要となりました。</li> </ul>	成果・課題を踏まえた今後の取組予定		—		平成24年度	評価   B	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p> </td> <td> <p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p> </td> </tr> <tr> <th>課題</th> <th>要因分析</th> </tr> <tr> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul> </td> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	成果	要因分析	<p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p>	<p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p>	課題	要因分析	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p>	成果・課題を踏まえた今後の取組予定		<p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p>	
	成果	要因分析																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報システム構想を検討しました。</li> <li>生活安全情報の公開指針を検討しました。</li> </ul>																											
課題	要因分析																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の防災情報システムを気象庁「XML電文形式」が受信できるよう改修を行う必要があります。</li> <li>改修にあたっては、併せて情報配信をよりきめ細かなものとして、利便性の向上を図るとともに配信登録設定、変更等を容易かつ柔軟なものとする必要があります。</li> <li>県民への情報伝達手段の多様化への対応及び市町村が発表する情報と重複し情報の氾濫とならないような調整が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度において防災情報システム改修仕様を決定、委託契約を行い平成24年度末までに運用ができるよう改修を進めています。</li> <li>県民への情報伝達については、新たにマスメディアへの情報発信の統合を図る「公共情報コモンズ」が発表され、今後、携帯電話会社との連携計画も含まれていることから、動向を注視すると共に活用について検討が必要となりました。</li> </ul>																											
成果・課題を踏まえた今後の取組予定																												
—																												
平成24年度	評価   B																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p> </td> <td> <p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p> </td> </tr> <tr> <th>課題</th> <th>要因分析</th> </tr> <tr> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul> </td> <td> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">成果・課題を踏まえた今後の取組予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	成果	要因分析	<p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p>	<p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p>	課題	要因分析	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p>	成果・課題を踏まえた今後の取組予定		<p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p>																
	成果	要因分析																										
	<p>① 県から市町村を通して住民への伝達を行う際に、対象地域であることを的確に判断して、広報を行うことができるようになりました。</p> <p>② 多様化する情報伝達手段への対応として、「公共情報コモンズ」の利用により、マスメディア、各携帯電話会社経由による県民への情報伝達を行えるよう準備をしました。</p>	<p>① 新防災情報システムにより、市町村等への伝達について、県内を5地域に区分していたものを市町村ごととして、きめ細かな情報配信となるようシステム改修を実施し、平成24年度末、試験運用を開始しました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の運営主体から、現状を確認し、資料収集したところ、有効性が認められたため、平成25年度からビューワー（情報閲覧）からエディタ（情報発信）へと段階的整備を進めることとしました。</p>																										
課題	要因分析																											
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び全都道府県と情報交換を行うシステムのデータ形式について協議が必要です。</li> <li>特別警報について、体制整備を進めると共に迅速な伝達を実現するため、システム改修が必要です。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共情報コモンズ」を活用して発信する内容等を定める公開指針の策定が必要です。</li> <li>「公共情報コモンズ」への情報配信について、システム連携による自動配信方法の検討が必要です。</li> </ul>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度から国（内閣府）との情報連携計画が発表され、データ交換手法の検討が必要となりました。</li> <li>気象庁では、気象警報の新基準への見直しが行われ、特別警報等への機能追加が必要となりました。</li> </ul> <p>② 「公共情報コモンズ」による情報発信へ向けた段階的整備、システム連携を進めることとなりました。</p>																											
成果・課題を踏まえた今後の取組予定																												
<p>①② 利便性及び他システムとの連携に向けて機能向上を図ります。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」の具体的な運用状況を実際に見ながら、平成25年度に公開指針の策定を行うこととしました。</p>																												

平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b>	<b>要因分析</b>
	<p>① 県、市町村、消防等間の情報伝達の迅速化、安定化が図れました。 国と県（県を介して市町村、消防等）についてシステム連携方法の提示待ちとなっています。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」加入を行い、全国の発信情報閲覧が可能となりました。また、情報発信（手動）が可能となりました。</p>	<p>① 市町村、消防等への通知システムの高度化により、必須受信情報のほか、任意に受信情報を増減することが可能となりました。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」への地方自治体加入が増加しており、災害情報にとどまらず、防犯情報、PR等の情報伝達が行われています。</p>
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の課題</b>	<b>要因分析</b>
	<p>① 市町村、消防に設置の端末について、現在専用端末となっているが操作性、同時に複数の端末による情報共有が行えるよう事務用端末から接続できるようにネットワークの見直し改修を行います。</p> <p>② 「公共情報コモンズ」への情報発信について、発信情報が県に設置の端末による手入力となっていますが、「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携を図り発信の迅速化を図ります。</p>	<p>① 現在、ネットワーク構成が専用の回線となっており、閉じられたネットワーク内であるため、他のネットワークとの接続を行うためには、さらにセキュリティを高める必要があります。</p> <p>② 「防災情報システム」のソフト改修が必要ですが、機器の経年劣化等による更新時期との関係から、総合的な計画により段階的な移行が必要となっています。</p>
<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		
「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携による情報伝達のさらなる迅速化		
総括評価	<b>理由</b>	
	<p>情報伝達が可能となりましたが、迅速な情報伝達において、県民への情報伝達システムが一部手入力となっており、総合防災情報システムとして、「防災情報システム」と「公共情報コモンズ」のシステム連携による自動発信を可能とすることが、課題となっています。</p>	
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報に関する仕組みづくりであり、前倒しで迅速に運用開始に向け取り組むべき。</li> <li>・ 東日本大震災以来、防災意識が高まる中、進捗状況が芳しくないのは遺憾である。</li> </ul>	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共情報コモンズ」の利用によりマスメディアや携帯電話を経由して県民に情報伝達を行えるように早期に実現してもらいたい。他県とも相互互換性を保てるようなシステム化が必要。</li> <li>・ システム的には主要情報システムとの互換性の向上を図ること、最終的に県民1人にとりまして市町村、自治体レベルまでのネットワークを構築することであるが、本県では主たる交通手段が車であること、山間部の道路・集落が多いことなど、他県と異なる特徴的な環境条件を踏まえた安心・安全情報のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共情報コモンズ」への情報発信について、県設置端末による手入力から「防災情報システム」とのシステム連携による自動発信への切り替えを早期に実現し、防災情報ネットワークが確立されることを期待する。</li> <li>・ 防災情報伝達システムが構築されつつあるが、国との情報連携、市町村との連携・システム整備に時間を要しているように受け止めた。</li> <li>・ ネットワークの見直し・改修の中では災害・障害を想定した専用回線の2ルート化や非常用電源の確保、及び僻地や避難困難地域に対する情報提供などの対策が必要であるが着々と進められており評価される。現ネットワークシステムにおける安心・安全情報(災害情報等)は専用の固定端末機間の伝達と思われるが、例えば移動する住民側にいかにして伝達し、また住民側からはどのような手段(システムにアクセス)で情報を得るかの検討も必要と考えられる。</li> <li>・ 何のための情報伝達か。それを発信するだけでなく、県や市町村がその情報を有効に活用してこそ意味がある。また、その情報は国、県、市町村など行政区分に分断されることなく、有意義な活用をお願いしたい。</li> <li>・ 土砂災害・洪水災害などが発生するおそれが高いと予め想定される地域の住民に対して、例えば台風接近の際に具体的にどう行動するべきかがわかりやすい情報を迅速に発信する仕組みを構築して欲しい。</li> </ul>
担当所属	危機管理室

(2) 行政情報の積極的な公開

繰り返し開示請求が行われる県の保有する情報で、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められるものについては、ホームページなどでの公表を進めていきます。

また、非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについて、新たに簡略化した手続を設け、迅速に提供できるようにします。

現状・課題（平成22年度末現在）

群馬県情報公開条例は、公文書の開示制度と並んで情報の公表及び情報の提供の拡充を図ることとしており、情報の公表や情報の提供について、県民の利便性向上・行政運営の効率化につながる新たな手法を実施するなど、一層の推進を行う必要があります。

達成すべき成果 1

① 繰り返し公文書開示請求が行われている公文書について、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められ、支障がないものはホームページなどで随時「情報の公表」を行います。

② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにします。

達成すべき成果 2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 情報公開条例第4条第2項を受け、県民生活課から随時、所管所属へ「情報の公表」を提案 ② 手法なし	目標値	—	—	—
	工程	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 新たな手法の検討	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 新たな手法の実施	① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進 ② 実施・見直し
<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>				
	<b>達成度</b>	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
	<b>実績値</b>	—	—	—
	<b>実工程</b>	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 新たな手法として「公文書提供制度」を検討	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 「公文書提供制度」の導入(平成24年5月～)	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を推進 ② 「公文書提供制度」の運用
		関連する取組	関連する取組	関連する取組
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報公開の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」開設（環境政策課）</li> <li><b>福島第一原子力発電所事故後の空間放射線量等の公表</b>（環境保全課）</li> <li>病害虫・雑草防除指針公開、病害虫図鑑の充実（技術支援課）</li> <li>工事発注見通し、工事入札等情報の公開（農村整備課）</li> <li>給与勧告掲載方法見直し（人事委員会事務局）</li> <li>イベント情報の適宜更新（ぐんま天文台）</li> <li>古物市場主一覧表の公表（(警)生活安全企画課）</li> </ul> </li> <li>開示請求対象文</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報公開の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国際戦略ポータルサイトの新設（国際戦略課）</li> <li>群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」による環境情報発信（環境政策課）</li> <li>PM2.5情報及び放射線関連情報の公表（環境保全課）</li> <li>廃棄物処理施設からの排ガス及び放流水等の放射性物質濃度、災害廃棄物に係る放射能濃度等の公表（廃棄物・リサイクル課）</li> <li>ぐんま緑の県民税、群馬県水源地域保全条例等に関する情報発信（林政課）</li> <li>きのこ等放射性物質検査結果の積極的な公</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報公開の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>統計情報提供システムによる統計情報公表（統計課）</li> <li>PM2.5及び放射線関連情報の公表（環境保全課）</li> <li>ぐんま緑の県民基金事業に関する質疑応答公表及び県民意見交換会情報の発信（林政課）</li> <li>きのこ等放射性物質検査結果の積極的な公開（林業振興課）</li> <li>緑化に関する質疑応答公表（緑化推進課）</li> <li>農薬情報システムを通じた病害虫・雑草防除等指針及び病害虫図鑑の公開（技術支援課）</li> <li>工事発注見通し、工事入札情報の公開（農村整備課）</li> </ul> </li> </ul>

		書の期限枠撤廃 (警)広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> <li>開 (林業振興課)</li> <li>○ 農薬情報システムを通じた迅速・正確な情報提供とシステムの改善 (技術支援課)</li> <li>○ 工事発注見通し、工事等入札情報の公開 (農村整備課)</li> <li>○ 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)のホームページリニューアル (労働政策課)</li> <li>○ 職種別民間給与実態調査掲載内容の充実、職員採用情報のホームページ窓口の整理 (人事委員会事務局)</li> <li>○ イベント情報の適宜更新 (ぐんま天文台)</li> <li>・ 開示請求対象文書の期限枠撤廃 ((警) 広報広聴課)</li> <li>・ 施策を示す訓令・通達等の公表 ((警) 広報広聴課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)のホームページの見やすさ及び操作性改善 (労働政策課)</li> <li>○ 「給与勧告制度の仕組みと本年のポイント」の掲載内容を見やすく改善 (人事委員会事務局)</li> <li>○ 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の公表 (健康体育課)</li> <li>○ 事務所ホームページでの情報公表迅速化 (東部教育事務所)</li> <li>○ 事務事業の自己評価・外部評価結果の公表 (図書館)</li> <li>・ 施策を示す訓令</li> <li>・ 通達等の公表 ((警) 広報広聴課)</li> </ul>
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
<b>実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)</b>				
平成 23 年度	<b>評価</b>   B			
	<b>成果</b>		<b>要因分析</b>	
	<p>① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。</p> <p>② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるよう「公文書提供制度」を検討しました。</p>			
	<b>課題</b>		<b>要因分析</b>	
<p>① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。</p> <p>② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に検討することが必要です。</p>		<p>① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。</p> <p>② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。</p>		
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>				
—				
平成 24 年度	<b>評価</b>   B			
	<b>成果</b>		<b>要因分析</b>	
	<p>① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。</p> <p>② 平成24年5月から、「公文書提供制度」を導入し、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにしました。</p>		<p>①②県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度の導入」を進めたことで、公文書開示請求件数は減少し、県民の利便性が高まりました。</p>	
	<b>課題</b>		<b>要因分析</b>	
<p>① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。</p> <p>② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に点検することが必要です。</p>		<p>① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。</p> <p>② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。</p>		
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>				
—				

平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b>	① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。 ② 「公文書提供制度」の安定した運用により、県民等が迅速に情報を得られるようになりました。	<b>要因分析</b>	①②県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度」の安定した運用により、県民の利便性が高まりました。
	<b>平成25年度の課題</b>	① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。 ② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に点検することが必要です。	<b>要因分析</b>	① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。 ② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。
	<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>			
<b>総括評価</b>	<b>理由</b>	県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる「情報の公表」及び「公文書提供制度の導入」を進めたことで、県民の利便性が高まりました。引き続き「情報の公表」の促進及び「公文書提供制度」の対象となる公文書の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めていく必要があります。		
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>				
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求と整合性を持つ制度運用が重要である。</li> <li>・ 非開示情報もあり公文書開示請求の状況点検が必要なので進捗状況がB評価となったのも理解できるが、計画達成に向けさらに取り組んでもらいたい。</li> <li>・ 点検においてホームページ開示対象可能文書数を明らかにし、それに対する開示率を数値目標として掲げてはどうか。</li> <li>・ 県ホームページ自体のトップページをよりわかりやすくする必要がある。</li> <li>・ 県の様々な情報を提供したり、県民の意見を入手する手段としてスマートフォンの活用を考えてはどうか。</li> </ul>			
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政情報の積極的な公開拡大には、情報管理が重要となる。具体的には、情報の公開承認、新規登録、追加・変更、削除等を管理する情報台帳システムの整備が必要である。</li> <li>・ 成果の要因分析が不十分である。県民にとっては、公開・非公開も含めて、そもそもどのような公文書があるのかを一覧できないのは問題である。</li> <li>・ 県が今後新たに始める事業については、上毛新聞を購読してなくても全国紙の群馬版及びぐんま広報を読んでいるだけでもわかるように、積極的に情報公開してほしい。ホームページだけでの公開ではなかなか浸透しないと思う。</li> <li>・ 情報提供について、誰に向けてどのような手段で提供し、それをどの程度の県民が見ているのかわかりにくい。少なくとも、自らアクセスしないと得られないインターネットに片寄るのではなく、ペーパーによる情報提供の手段も確保しておく必要がある。</li> <li>・ 県政情報について、まずどうしたら県民に関心を持ってもらい、見てもらえるかを考えていく必要がある。そうでなければ、県民の意見を取り入れるというのは部分的な取組になってしまう。</li> </ul>			
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページで情報の公表を行うにあたり、公表された情報をより検索しやすいホームページにして欲しい。</li> <li>・ 可能な情報の公開に努力されていると思うが、B評価とした不足な部分の拡充を期待したい。</li> <li>・ 情報公開手段はホームページに寄らざるを得ないが、情報を鳥瞰することが難しい。“ぐんま広報”がその手段の一つである。情報の鳥瞰手段、新情報源として更に拡充してもらいたい。</li> <li>・ 情報量の増大と情報発受信機能の多様化が進む中で情報管理のあり方などが問題となっている。開示情報と非開示情報の総合的な管理が重要であり、必要以上に開示しシステム的に利便性を高めるものでもない。具体的には開示すべき情報と、県民が求める情報でありシステムによらない手段も考慮すべきである。</li> <li>・ 3年間課題・要因分析が変わらないままであり、進展していないように受け取れる。公開実績は増加しているが、課題に対して、具体的にどのような対応をしているのかわからない。特定秘密保護法との関係など考慮すべき点はなかったのか。</li> <li>・ (群馬県で開示請求があったのかどうかかわからないが)他県に先駆けて、自主的な県議会議員の政務調査費・政務活動費の使途の公表を期待したい。</li> </ul>			
担当所属 県民生活課、各所属				

(MEMO)



(3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

現状・課題（平成22年度末現在）

県が出資している公社・事業団などについては、財務状況の議会報告などを、法定の報告対象である1/2以上出資法人から1/4以上出資法人まで拡げ、県の公社・事業団などに対する関与に係る公開を行ってまいりましたが、随意契約の状況の公開など更なる透明性の向上が求められています。

達成すべき成果1

新行政改革大綱策定後、すみやかに情報公開に係るガイドラインを策定し、ガイドラインに従い随意契約や指定管理状況などの情報の公開を平成23年度中に開始します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、県の公社・事業団などに対する、人的・財政的関与について、毎年公開</li> <li>各公社・事業団などは、財務諸表など独自に公開</li> </ul>	目標値	—	—	—
	工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン策定</li> <li>随意契約などの情報公開開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約などの情報公開</li> <li>経営状況等の概要（個表）のホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約などの情報公開（10月）</li> <li>経営状況等の概要（個表）のホームページ掲載（10月）</li> </ul>
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>			
	達成度	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
実績値	—	—	—	
実工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」の改正により対応</li> <li>公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載</li> <li>公社・事業団等の経営状況等に関する個表を新たにホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載</li> <li>公社・事業団等への補助金や委託料の内訳金額を個表に追加しホームページに掲載</li> </ul>	
<b>事務量削減及び財政的効果（見込）</b> <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし）

評価	B
平成23年度	<b>成果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の情報公開制度の中に位置づけるため、独自のガイドライン策定ではなく、「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」を一部改正し、公社・事業団等とのすべての随意契約の内容について、9月議会において所管の常任委員会へ報告した後に、ホームページへの掲載を行いました。</li> </ul>
	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表に係る事務を、地方自治法第243条の3により行っている議会への経営状況報告の事務と併せて行うことで、業務量の増加を最少限にしました。</li> </ul>

	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表については概ね達成しましたが、情報公開審議会において、公表の対象を公社・事業団に限らずさらに拡大すべきとの議論がありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の公表範囲を公社・事業団等に限らずすべての随意契約に拡大することは、業務量が大幅に増加することから、費用対効果の観点も踏まえた慎重な検討が必要です。</li> </ul>
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
	—	
平成24年度	<b>評価</b>	<b>A</b>
	<b>成果</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの各公社・事業団等への補助金や委託費等の種類などの情報が整理され、確認しやすくなりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況報告に関する各公社・事業団等の個表を新たにホームページへ掲載しました。</li> </ul>
	<b>課題</b>	<b>要因分析</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等への補助金について、名称や総額だけでなく、その金額の内訳についても公表し、透明性を高める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の個表では、各公社・事業団への補助金や委託費等の金額の総額を記載していますが、内訳までは記載していません。</li> </ul>	
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約及び経営状況等の概要（個表）の情報公開の実施時期を25年度の工程に明記しました。（※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。）</li> <li>個表（県出資法人等の経営状況等の概要）に、補助金や委託費等の財政的関与の金額の内訳までの公表を行います。</li> </ul>	
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社・事業団等への補助金や委託費について、名称や総額だけでなく、その金額の内訳についても公表し、透明性を高めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各公社・事業団等の経営状況等の概要（個表）に補助金や委託費ごとの金額を記載し、ホームページに掲載しました。</li> </ul>
	<b>平成25年度の課題</b>	<b>要因分析</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の公社・事業団等の経営状況の一覧表は、項目ごとに比較する上では使いやすですが、情報量が多く見にくいいため、重要と思われる項目を抜き出した見やすい様式も掲載する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての公社・事業団等の経営状況を比較しやすいよう、一覧表にして掲載していますが、項目が多く、A3様式で5ページに及ぶため見にくい状況にあります。</li> </ul>
	<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>県と公社・事業団等との関係を多くの県民にチェックしてもらえるように、適宜、公開する様式や項目を見直し、見やすくわかりやすい情報にしていきます。</li> </ul>		
<b>総括評価</b>	<b>理由</b>	
<b>A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成すべき成果については3年間の取組で達成されたことから、今後は適宜、公開情報の見直しを行い、明瞭性や明確性の向上に努めていきます。</li> </ul>	
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組実績が目標値を達成しており評価できる。</li> <li>情報公開自体が県民に知られていない。また、公社・事業団への補助金は多額であり、情報公開するだけでなく、改革5(5)の公社・事業団改革を進めるべき。</li> <li>随意契約の状況の公開については、社会的ニーズであり、金額の大きな随意契約については公開するなど、前向きに対応してもらいたい。</li> <li>この取組によって勤労者の労働条件の低下を招かないよう指導を徹底する必要がある。</li> </ul>	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>25年度の随意契約などの情報公開(10月)や個表のホームページ掲載(10月)を期待したい。</li> <li>公社・事業団の経営状況等の公開は納税者である県民の目線でチェックされる効果があり、また補助金や委託費の公開は公社・事業団と県民側双方に補助金や委託費について関心を高めることになる。見直し意識の向上に繋がるよう期待したい。</li> <li>引き続き情報公開、県職員(の受け皿として)でなく県民のために有益な団体となるよう改革を進めて行って欲しい。</li> <li>情報については、県民にわかりやすい形になっているか、吟味した上で公開する必要がある。</li> </ul>	

平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の事業の代行や補完を目的に設立された公社・事業団に対しては、県の人的・財政的な関与がある。経営状況の公開は当然であり、特に補助金や委託費の内訳など様式の問題もあるが資金面の繋がりについて、その是非を問うためにも公開すべきであり現取組みを評価する。</li> <li>・ 公社・事業団等への補助金について名称や総額だけでなく金額の内訳についても公表して透明性を高めたことは評価できる。</li> <li>・ 開示できる多数の情報はホームページで見ることができた。財務情報は残念ながら素人には理解しにくい情報である。素人により理解できるように加工した情報を併記（併載）してもらいたい。（素人は“赤字か黒字か”、“無駄はないのか”等の切り口で理解しようとする。また、県の補助金が公社公団の財務情報にどのように取り入れられているのかが理解できなかった。）</li> <li>・ （昨年度も言及したが）情報については、県民にわかりやすい形になっているか、よく吟味した上で公開する必要がある。</li> </ul>
担当所属	(総)総務課、各所管所属

(MEMO)

(1) 国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進

県民に身近な業務は県民に最も身近な自治体である市町村が担い、県は市町村を補完する広域的な業務などを担うことを原則として、県から市町村へ権限の移譲を進めます。

また、政府の「地域主権戦略大綱」により進められる事務・権限の移譲などの改革が、真に県民にとってプラスに働くよう、庁内の体制を整備するなど着実に準備を進めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

新ぐんま権限移譲推進プラン（平成20年3月～）に基づき権限移譲を推進しています。  
平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲していますが、市町村のまちづくりなどに資し、住民が利便性向上などを実感できる、包括的な権限移譲は進んでおらず、新たな権限移譲手法の実施により推進することが求められています。

また、平成22年6月に、政府は今後2～3年間の改革の方針を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」を策定し、i 義務付け・枠付けの見直し、ii 基礎自治体への権限移譲、iii 国の出先機関の原則廃止、iv ひも付き補助金の一括交付金化などの工程を示し、平成22年12月には国の出先機関の原則廃止に向けて、「アクション・プラン」を閣議決定しました。

政府の「地域主権戦略大綱」による改革は、県民や県・市町村にも大きな影響があることから、その動向を注視し、県としても積極的に県民等に情報発信を行うとともに、庁内の体制を整備する必要があります。

達成すべき成果1

① 平成22年度中に策定する推進計画に基づき、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会などにおいて市町村と協議・調整を行い、理解と連携を図りながら権限移譲を推進します。

新たな権限移譲手法により、複数の事務権限を包括的に移譲することで、市町村の行政権限を拡大し、住民が実感できる地域完結型行政の実現を推進します。

また、円滑な権限移譲に資するよう現行の交付金制度を見直します。

②ア 国の出先機関の事務・権限の受入を検討します。

イ 義務付け・枠付けの見直しに関し、条例委任された事務について、県の実情に合った基準を制定します。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し=期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲 ② ア 国の出先機関で実施 イ 国が法令等で定めた基準に従い、事務を実施	目標値	—	—	—
	工程	① 新たな手法の導入 ② ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	① 新たな手法による権限移譲の実施 ② ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	<del>① 新たな手法による権限移譲の実現</del> ② ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 <del>イ 基準の検討・制定</del>
	<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>			
	達成度実績値	<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
実工程	① 権限移譲推進プランを改訂。H24. 4. 1現在、50法令等684事項を移譲	① 庁内所管課会議を開催し移譲の具体的な進め方に関するノウハウを共有。対象事務全ての市町村に対する一斉説明会を実施。出席率49.2%（出席市町村数計/対象市町村数計）。H25. 4. 1現在、49法令等654事項を移譲	① 新ぐんま権限移譲推進プラン（第2次改訂）の策定。H26. 4. 1現在、49法令等657事項を移譲	

		② ア 関東地方知事会において国の出先機関廃止に関し、広域での受け皿について検討  イ 8本を制定	② ア 政府の動向等について情報収集  イ 30条例を制定し、うち21条例において独自基準を設定	② ア 平成25年12月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」が示されたことから、庁内への影響調査を実施
<b>事務量削減及び財政的効果(見込)</b> ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
<b>実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)</b>				
平成23年度	評価 成果	C		
		<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま権限移譲推進プラン」を改訂し、3つの達成すべき目標と手法を導入しました。</li> <li>新規移譲：重点移譲事務95事務市町村のうち13、包括移譲事務514事務市町村のうち57。</li> <li>第1次・第2次一括法への各所管課の対応のよりどころとなる対応方針を策定しました。</li> <li>県における新たな基準の制定：制定が必要な33本のうち8本。</li> <li>関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、関東地方における広域での受け皿について検討を行い、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方に関連する出先機関について、事務の仕分けを行い、地方移管に当たっての課題を整理し、広域的实施体制の検討を行いました。</li> </ul>		
	課題	<b>要因分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「重点移譲事務」及び「包括移譲事務」の移譲に向けた更なる積極的な取組が必要です。</li> <li>「義務付け・枠付けの見直し」について、国の政省令基準と違う独自基準を制定したものはなかったことから、県の実情にあった基準を積極的に検討する必要があります。</li> <li>政府の地域主権戦略会議「アクションプラン推進委員会」(H24. 3. 16開催)において、国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度が示されましたが、出先機関の受け皿を地方自治法に定める広域連合に限定しているなど、関東地方知事会の提言と異なる内容となっています。</li> </ul>		
	<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>			
	—			



平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パスポートの申請、受取が市町村でできるようになり、利便性が飛躍的に向上した。県民の利便性向上や経費削減できる案件であるなら、今後も推進を期待する。</li> <li>・ 市町村からの移譲対象事務の募集には限界がある。主だった事務は議論を終えていると思われるので、これまでの議論と実践の中で得たノウハウをもとにマニュアル化しPDCAサイクルの中に位置づけて認識を高めながら、最終的に全事務を目標に実施するのも一策と考えられる。</li> <li>・ 基礎自治体への権限移譲、すなわちサービス主体の移行は、地方自治制度の根幹であり、着実に推進してもらいたい。が、権限、サービス実施を移行しても、それらを担うヒト・モノ・カネの移行も伴わないと機能しないことは論をまたない。特に、ヒトの問題については、たとえば、移譲後もそれを担っていた県の職員は減らないで、基礎自治体の職員は増加したなどという事がないように、民間で言う、県から基礎自治体への出向、転籍をより大胆に実施すべきである。</li> <li>・ 24年度実工程①一斉説明会への市町村出席率は、100%義務出席が当然の説明会と外部からは思える。</li> </ul>
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年4月1日からの権限移譲がスムーズにできるように「戦略」が必要ではないか。このままでは難しい。</li> <li>・ 短期委譲を目標とすると、受け手となる移譲先自治体のキャパシティーに限界がある。引き続きの努力を期待したい。</li> <li>・ サービス主体である基礎自治体への権限移譲を、それに伴うヒト・モノ・カネのバランスよく、引き続き進めてもらいたい。</li> <li>・ パスポートの発給事務移譲のように、利便性の向上につながるなどの事業拡大に引き続き、取り組んでももらいたい。一方で、市町村へ業務ばかり移住され、業務量が増加することは本末転倒である。要因と業務量のバランスも見極めながら取り組む必要がある。</li> <li>・ 重点移譲事務をはじめ包括移譲事務の移譲実績が低調となった原因が何であるかが重要である。県民に身近な業務は身近な自治体である市町村へ移譲することになるが、重点移譲など疎らな移譲では業務と業務の繋がりなどで、極端ではあるが不便になるケースも考えられる。移譲の前提条件には、ネットワーク活用の可否や県民のニーズと受入れ側である市町村の体制整備等があると考えられる。</li> <li>・ 県と市町村の二重の届け出が必要な案件を、市町村の窓口で対応できるように対処して欲しい。(例として法人関係税の届出)</li> </ul>
担当所属 (総)総務課、総合政策室	



(2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実

県と市町村とのパートナーシップを強化し県民サービスを充実するため、人事交流、市町村職員研修や行財政診断などにより市町村の支援をさらに充実させます。

現状・課題（平成22年度末現在）

地方分権改革が進む中、住民に身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割は、ますます大きくなります。市町村が、地方分権改革の担い手として、継続して安定した住民サービスを提供するためには、職員の資質向上や行財政体制の強化をすることが不可欠です。

市町村の行財政体制強化の取組は、自主・自律的に進めることが基本ですが、市町村の取組が円滑かつ効果的に行われるよう広域的な自治体である県が支援することが求められています。

達成すべき成果1

全市町村が、安定した行財政運営を継続し、充実した住民サービスの提供がなし得るよう、以下の取組を実施します。

① 市町村職員の資質向上

ア 県と市町村との人事交流の実施（中核市移行支援など）

イ 市町村職員を対象とした職員研修の充実

② 行財政体制の強化のための支援

市町村の実情に応じて、市町村の行財政運営の現状を实地に診断し助言する行財政診断の実施により、各市町村の健全な行財政運営継続の一助とします。

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 19人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 66人 (うち中核市関係 37人) (H22年度) イ 自治研修センター研修の市町村職員修了者 922人 (定員の65.0%) (H21年度)	目標値	①イ 1,000人 (定員の70%)	①イ 定員の75%	①イ 定員の85.80%
	工程	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。	① ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 職員研修の充実 ② 市町村の実情に応じ行財政診断を実施し適切な助言を行う。
<b>実施結果（A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手）</b>				
② 市町村行財政診断 ・ 総合診断 2件 ・ 個別診断 8件 (H22年度)	達成度実績値	A ①イ 1,134人 (定員の74.3%)	A ①イ <del>1,115人</del> (定員の83.3%) <b>定員の83.3%</b> (1,115人)	B ①イ 定員の80.4% (947人)
	実工程	① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 21人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 34人 (うち中核市関係2人) ② 個別診断 9件	① ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 10人 ・ 中核市移行支援 19人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 34人 ② 総合診断 1件 個別診断 9件	① ア 人事交流の実績 ・ 業務支援 11人 ・ 中核市移行支援 14人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 38人 ② 個別診断 9件
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—
	内容	—	—	—

実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)

平成 23 年度	評価   B	
	成果	要因分析
	① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施しました。高崎市の中核市移行終了により総数は減少しましたが、それ以外の受入れ人数は増加しました。(人事課、市町村課) イ 新たに4つの科目を創設するとともに、類似研修の整理、実態に即した研修名への変更を行い、効果的で分かり易い研修体系としました。また、遠方からの参加者に配慮し、サテライト会場での研修を実施しました。(自治研修センター) ② 税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	① ア・市町村との人事交流の窓口を市町村課へ一元化するなど、簡素でわかりやすい人事交流制度に見直しました。 ・市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。 イ 平成22年度に実施したニーズ調査に基づいて研修体系を見直しました。 ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	課題	要因分析
① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、市町村から県への派遣に消極的な団体もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。 イ 研修参加者の増加を図る必要があります。 ② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。	① イ 研修への参加のしやすさ、ニーズについて引き続き検討する必要があります。	
成果・課題を踏まえた今後の取組予定		
平成 24 年度	評価   B	
	成果	要因分析
	① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施しました。県から市への派遣人数は中核市支援業務の逡減等により若干減少しましたが、市町村からの受入れ人数は昨年度と同数でした。(人事課、市町村課) イ 市町村職員のニーズの高い「段取り力向上研修」など新たに3つの科目を創設するとともに、研修対象者の明確化及び講義レベルの細分化を図りました。また、遠方からの参加者に配慮し、サテライト会場での研修を実施しました。(自治研修センター) ② 総合診断の他、税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	① ア 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。 イ 研修実施後アンケート等に基づいて研修科目を設定しました。 ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	課題	要因分析
① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、県への派遣に消極的な市町村もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。 イ 研修参加者の増加を図る必要があります。	① ア 人員に余裕のない市町村とは相互交流を図るなど、市町村が職員を派遣しやすい運用について検討する必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。) イ 研修への参加のしやすさ、ニーズについて引き続き検討する必要があります。	

	② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。	② 市町村担当者等が日常的に情報提供や相談しやすい環境づくりを、一層心がける必要があります。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえ追記したものです。)
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		
・ 自治研修センターが実施する研修の市町村職員修了者(定員充足率)が順調に増加しているため、目標をさらに高く設定し、一層の増加を図ります。(自治研修センター)		
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b>	<b>要因分析</b>
	① ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施した。県から市への派遣人数は中核市支援業務の逡減等により若干減少しましたが、市町村からの受入れ人数は増加しました。(人事課、市町村課) イ 市町村職員ニーズの高い「業務改善」や「クレーム対応」などの研修を創設するとともに、参加実績の少ない市町村に出向いて研修の案内や説明を実施しました。(自治研修センター) ② 税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。(市町村課)	① ア 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。  イ 平成24年度に実施したニーズ調査に基づいて研修体系を見直しました。  ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。
	<b>平成25年度の課題</b>	<b>要因分析</b>
	① ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、県への派遣に消極的な市町村もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。(人事課、市町村課) イ 研修参加者を増加させるとともに、業務への活用性をさらに高める研修を実施する必要があります。(自治研修センター) ② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておく必要があります。(市町村課)	① ア 人員に余裕のない市町村とは相互交流を図るなど、市町村が職員を派遣しやすい運用について検討する必要があります。  イ 参加しやすい研修やニーズに応じた研修の実施について引き続き検討する必要があります。 ② 市町村担当者等が日常的に情報提供や相談しやすい環境づくりを、一層心がける必要があります。
<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>		
① イ 市町村のニーズ調査を毎年度実施し、業務活用性の高い研修を目指します。(自治研修センター)		
<b>総括評価</b>	<b>理由</b>	
<b>B</b>	① 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、理解を求めると共に、市町村からの派遣要望・県職員受入要望をきめ細やかに調査し、限られた人的資源を最大限に活用して市町村のニーズに即した人事交流を実施しました。 県からの派遣については、市町村が抱える個別課題や専門知識を要する業務に対する人的支援を実施し、個別課題の解決と中核市移行支援が円滑に進むなど一定の成果がありました。 また、市町村職員研修については、定員充足率が65%(H21)から80%以上(H24、H25)に増加し、上方修正後の目標には及ばなかったものの当初の目標は達成できました。 ② 市町村の行財政運営の現状を現地に赴きヒアリング等行った上、診断・助言したことにより一定程度の改善が図られ、市町村の健全な行財政運営継続の一助になったと考えます。	
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成からも積極的な人事交流を増やすべきである。</li> <li>・ 目標以上の実績もあり評価できる。</li> <li>・ 「成果があり」、「達成」と評価しているが、具体的に何をもって判断したのかが不明確である。</li> </ul>	

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>25年度は人事交流の更なる活性化を期待したい。市町村職員研修は定員の85%を目標に進めていただきたい。</li> <li>県内市町村に対する支援は評価したい。問題意識の高さにもよるが研修と業務支援を通じて実務現場における手続や住民サービスの問題点を捉えることができる。また住民ニーズを捉える機会にもなるので積極的な取組みを期待したい。</li> <li>人材の質の確保のための研修支援、人事交流にとどまらず、県及び県内市町村全体での人的資源の最適化を図るための派遣などを進めるべきではないか。</li> <li>他の市町村と比べて電子申請等が遅れている市町村があるようだ。研修を通して、もっと職員の資質向上を図るべきだ。</li> <li>課題の要因分析が十分でない。</li> </ul>
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村との人事交流は評価できる。相互のレベルアップを期待する。市町村行財政診断が9件実施されたことで健全な行財政運営の助けになれば有意義である。県から市町村へノウハウの伝達を期待したい。</li> <li>技能やノウハウの伝承は時間がかかるが、市町村職員の希望を取り入れたり積極的に工夫・努力をされている。一方、目標値を研修定員数・充足率とするのは一つの方法であるが、全体の技能・能力の向上度合（評価しにくい）を期待するので違和感を感じた。</li> <li>市町村に出向く場合は、個別課題の解決や専門知識を要する業務の指導など、現場の実情に合わせた内容のものが効果的であり現取組みを評価する。また、業務別に県庁に集合する場合は、グループ編成による事例研究が効果的であるが、前者、後者いずれの場合もインストラクターの養成が前提となる。</li> </ul>
担当所属 市町村課、人事課、自治研修センター	

(3) 近隣都県との広域連携

防災、観光など、広域的に取り組むことにより県民サービスの充実が図れる事業については、積極的に都県の境を越えて連携した取組を実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

防災、観光をはじめとした県境を越えた広域的な課題については、近隣都県との連携により取り組むことが、行政改革や地方分権改革における戦略的な取組として有効であり、北関東磐越5県（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）、群馬・埼玉・新潟3県、関東地方知事会（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡・長野）などの枠組により、近県との連携を強化して対応していく必要があります。

達成すべき成果1

次のような都県の枠組により、以下の行政課題を検討していきます。

- ① 北関東磐越5県  
広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携、人事交流面での連携、子育て家庭への支援サービス、戸別所得補償制度、野生鳥獣による農作物などへの被害対策など
- ② 群馬・埼玉・新潟3県  
観光、産業振興、防災協力体制、次世代自動車に関することなど
- ③ 関東地方知事会  
国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲の促進

達成すべき成果2（数値等の目標）（太字・見え消し＝期間中修正）

現状 (平成22年度末現在)	年度	23年度	24年度	25年度
① 子育て家庭優待カード事業や車いす利用者用駐車施設利用証の相互利用など ② 連携についての共同宣言（H22.7） ③ 広域連携のための協議会を設置（H22.12）	目標値	—	—	—
	工程	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ③ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ④ <del>国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。</del>	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ④ <del>国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。</del>
<b>実施結果（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）</b>				
達成度		<b>B</b>	<b>B</b>	<b>B</b>
実績値		—	—	—
実工程	① 各個別テーマにおける連携事業の実施  ② 更に連携を進めることで合意 ③ 広域連携のための協議会における検討及び国への提言	① 海外からの観光客誘致のための「中国旅行エージェント・メディア招聘事業」など、各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意	① 海外からの観光客誘致のための「中国旅行エージェント・メディア招聘事業」など、各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意	
	関連する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課）</li> <li>・ 北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施（蚕糸園芸課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課）</li> <li>・ 野生鳥獣対策に関する近隣都県との連携（自然環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぐんまちよい得キッズパスポートの近隣6県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟）との相互連携促進、希望者に各県のパスポート配付（少子化対策・青少年課）</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>北関東磐越5県で「野生鳥獣による農産物被害対策連携会議」を設置し、連携活動を実施（技術支援課）</li> <li>北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施（蚕糸園芸課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課）</li> <li>3県（群馬、新潟、埼玉）で農業関係公設試験研究機関連携活動実施（農政課）</li> <li>北関東磐越5県で「野生鳥獣による農産物被害対策連携会議」を設置し、連携活動を実施（技術支援課）</li> <li>北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施（蚕糸園芸課）</li> </ul>
<b>事務量削減及び財政的効果(見込)</b> <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)	—	—	—
	金額(千円)	—	—	—
	内容	—	—	—
<b>実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 具体的取組あり D. 具体的取組なし)</b>				
平成23年度	<b>評価成果 C</b>		<b>要因分析</b>	
	<p>① 北関東磐越五県知事会議での協議事項である農産物の販路拡大に向けた取組などの連携事業を実施しました。(総合政策室)</p> <p>② 第3回三県（群馬県、埼玉県、新潟県）知事会議を開催し、第2回会議までの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。引き続き、分野別に検討・研究を行っていきます。(総合政策室)</p> <p>③ 関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、国の出先機関廃止に関し、関東地方における広域での受け皿について検討を行いました。また、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。(総)総務課、総合政策室</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。</li> </ul>	
	<b>課題</b>		<b>要因分析</b>	
<p>①、② 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。</p> <p>③ 国の出先機関廃止に係る広域的な事務の実施体制については、国において検討が進められており、動向を注視する必要があります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していく必要があります。</li> </ul>		
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」が、23年10月をもって廃止されたため、以後の工程から削除しました。</li> </ul>				

平成24年度	<b>評価   B</b> <b>成果</b> ① 第8回北関東磐越五県知事会議を開催し、連携事業の継続について合意しました。また、共通する喫緊の課題である東日本大震災からの復興について、国に要請を行っていくことも合意しました。(総合政策室) ② 第4回及び第5回三県(群馬県、埼玉県、新潟県)知事会議を開催し、これまでの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。なお、第4回会議では、工業系公設試の連携を進めるため、機器の相互利用のための機器検索サイトの開設や、利用料金の見直しを行いました。また、第5回会議では、これまでの防災面における研究の成果として、「三県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結し、災害時の相互応援のほか、平時における連携も一層深めていくこととしました。(総合政策室)	<b>要因分析</b> ①、② 原発事故の影響や東日本大震災からの復興、海外を見据えた観光や産業振興、大規模災害に備えた防災など、各県単独の対応では限りがある課題に対しては、近隣都県が連携することが必要です。このことから、各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。(※平成24年度評価における委員会意見等を踏まえて一部追記しました。)
	<b>課題</b> ①、② 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。	<b>要因分析</b> ①、② 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していくことが必要です。
<b>成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b> ・ 従来からの連携を一層進めていくほか、喫緊の課題である東日本大震災からの復興についても、国への要請などを通じて、近隣都県と力を合わせて対応していく必要があります。		
平成25年度・総括評価	<b>平成25年度の成果</b> ① 第9回北関東磐越五県知事会議を開催し、連携事業を継続していくことや、東日本大震災からの復興について国に要請することなどを合意しました。諸外国の食品輸入規制が続いていることについては、政府間交渉による早期解除を求めることに加えて、解除に向けた国の取組状況の情報提供を求めることとしました。(総合政策室) ② 第6回三県(群馬県、埼玉県、新潟県)知事会議を本県で開催し、これまでの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。新たな取組として、医療体制の整備について広域連携を行うこととしました。また、防災における連携では、首都直下地震等を想定した広域避難体制や物資調達などについて、共同研究を進めることとしました。更に、諸外国の食品輸入規制の早期解除に向け、本県が中心となり、三県のみならず、共通の課題を有する16都県の連名で、菅官房長官に要望を行いました。(総合政策室) ③ 関東地方知事会では、地方分権改革の推進などについて国に要請するとともに、地方分権改革に関して共同で調査を行い、今後の国への要請に活用することとしました。(総合政策室)	<b>要因分析</b> ①、②、③ 原発事故の影響や東日本大震災からの復興、海外を見据えた観光や産業振興、大規模災害に備えた防災など、各都県単独の対応では限りがある課題、各都県が共通して抱える課題に対しては、近隣都県が連携することが必要です。このことから、各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。
	<b>平成25年度の課題</b> ①、②、③ 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。	<b>要因分析</b> ①、②、③ 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していくことが必要です。
	<b>平成25年度の成果・課題を踏まえた今後の取組予定</b> ・ 国内外を見据えた観光振興や東日本大震災からの復興など、広域的な課題や各都県で共通する課題の解決のため、今後も連携を継続していきます。	

総括 評価 A	理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>北関東磐越五県知事会議や三県（群馬・埼玉・新潟）知事会議を通じた県境を越えた連携の推進により、観光振興や防災協定の締結、野生鳥獣による農作物等への被害対策、人事交流面での連携などで成果を上げました。</li> <li>また、関東地方知事会に参画し、共通する課題について意見交換や国への要望等を行いました。</li> </ul>
<b>群馬県行政改革評価・推進委員会(第三者委員会)における主な意見</b>	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣県との連携を強化し、無駄な設備の削減に努めるとともに、東日本大震災を教訓とした人材交流を進めることが重要である。</li> <li>広域連携について、観光面はもとより防災協力体制の強化など具体的な連携の推進に積極的に取り組んで計画達成を目指してもらいたい。</li> <li>東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対応に関する連携をより深めていくべき。</li> <li>プロジェクト別での推進だけでなく、道州制も見据えて、包括的な連携の枠組みがあってもいいのではないか。</li> <li>連携した取り組みの内容をもっと具体的に示すべき。</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災面の協力体制、観光や地域産業振興の共同研究の推進など知事会を中心とした取り組みは評価できるが、国の出先機関と地方の役割分担のあり方などの問題が解決していないことから地方分権改革に関連する議論の活性化に期待したい。</li> <li>単なる交流にとどまらない具体的な連携施策の一層の推進が望まれる。道州制の組み合わせのBEST・MIXもこのような実績を踏まえて、決まってゆくことが望ましいと思われる。</li> <li>要因分析が不十分である。</li> </ul>
平成25年度・総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣都県との連携が継続している点はわかった。採択案件の進捗については県事業の中で課題解決が進められていると推察するが、公表されているホームページ上で進捗が解かるようなPRが欲しいと感じた。</li> <li>災害問題や観光開発・推進は主として自然を対象に広範囲に存在する課題であるから、近隣都県における県境を越えた広域的なこれらの課題について連携・共有化して取り組むことは重要であり、行政改革や地方分権の将来的な取り組みとしても評価する。ただ、国の出先機関の廃止に向けた協議会の廃止は残念である。</li> <li>野生鳥獣被害は群馬県単独では解決できない。近接各県と連携して対応する必要がある。大規模災害もボーダーレスな対策が必要でさらなる連携が必要である。</li> <li>防災における連携については、会議のための連携ではなく、実際の災害時に連携がはかれて初めて成果となると考える。平成26年2月の大雪被害では近隣県も含め被害に遭ったが、とりわけ群馬・埼玉は大きな被害となった。残念ながら、近隣県から支援を受けたという感じではなく、自助・共助により難を逃れたというのが実態ではなかったか。「絵に描いた餅」とならないよう、しっかりとした連携に向けた取り組みをお願いしたい。</li> <li>もっと、大局的国家的な観点から群馬県が提携することで貢献できる連携を洗い出して新たな連携を作ってゆくということも考えてもよいのではないか。例えば、北関東磐越五県知事会議や三県（群馬・埼玉・新潟）知事会議で防災の連携が大きなテーマになっているが、関東地方知事会では防災連携はどの程度の扱いなのか。国家的な影響等を考えると、まず、そちらを優先して比較的安全度の高い群馬県が防災面でより積極的にリードしてゆくような取り組み方があっていいのではないかと思う。</li> </ul>
担当所属 総合政策室、(総)総務課、各所属	